

# 佐伯市債権管理基本方針

平成 30 年 6 月 1 日

佐伯市市民生活部収納課

## 債権管理基本方針目次

○	はじめに	1
1	基本方針策定に至った経緯	2
2	市債権の種類	3
(1)	市債権	
(2)	強制徴収公債権	
(3)	非強制徴収公債権	
(4)	私債権	
3	主な市債権の決算状況	4
4	市債権管理に関する5つの基本方針	8
(1)	基本姿勢	
(2)	現年度収納率向上による新規滞納の抑制	
(3)	過年度未収金の整理	
(4)	全庁一体としての市債権の取組	
(5)	市民への周知・啓発活動	
5	市債権回収に向けた具体策	8
6	各債権管理フローチャート	10
	参考資料	
	佐伯市債権管理対策本部設置規程	13

○ はじめに

本市が有する債権を確実に回収することは、行政サービスの受益者負担の公平性を保つことはもとより、自主財源の確保を図るうえで非常に重要です。

このため、市税、国民健康保険税等については、佐伯市滞納整理基本方針を定め、計画的に滞納債権の回収に努めています。

しかしながら、複数ある市債権は、それぞれの担当課が管理しており、市税等とは異なり強制的に回収するには、裁判等の手続が必要なことや、回収業務を専門とする担当職員の配置がない所管課もあることから、体制の基盤強化や効率的な未収債権回収に向けた現行体制の見直しを検討する必要があります。

このため本市は、市債権管理における統一的な方向性を示し、未収債権縮減に向けた具体的な取組みを計画的に実行していくため「佐伯市債権管理基本方針」を策定しました。

今後は、この基本方針に基づき、本市における債権管理及び回収の取組み強化を推進してまいります。

## 1 基本方針策定に至った経緯

### (1) 背景

地方公共団体が有する債権とは、地方自治法第240条第1項に規定されている金銭の給付を目的とする権利、即ち金銭債権（以下、「債権」という。）であり、市税等の他に公営住宅の家賃、保育所保育料及び水道料金など多岐にわたっています。

これらの債権は、人口の減少、少子高齢化、雇用環境の変化及び経済成長の停滞などの社会情勢の急激な変化や行財政改革が求められる中、職員の通常業務が増大し、未収債権の回収に十分な時間がかけられない状況でした。

地方自治法第240条及び同法施行令第171条から第171条の7までの規定には、債権管理の基本的事項が定められており、最高裁は、これらの規定によれば「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない」と判示（最高裁平成16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻 4号892頁）しているように、地方公共団体は、法を遵守したうえで、行政サービス提供のための財源の確保及び市民負担の公平性の確保並びに財政の健全化を図るため、債権管理の適正化に努めなければなりません。

そのため、平成27年度には債権所管課（以下、「所管課」という。）の担当者を中心とした債権管理プロジェクトチームを発足させ、所管課の課題について議論・協議を重ねてきました。

※「債権管理」とは、債権が発生してから消滅するまでの一連の事務手続をいう。

### (2) 課題

#### (ア) 専門職員の不足

徴収業務以外の業務の増大等により、債権管理に従事する時間が短く、また、人事異動により短期間で担当が代わり、法律等の知識及び債権回収のノウハウの習得が満足にできないため、専門知識をもった職員が不足している。

#### (イ) 職員の債権管理に対する意識

所管課の職員は、他の業務を兼務しながら債権回収を行っているため、職員の債権管理に対する意識が希薄である。

#### (ウ) 全庁的な統一基準の制定と管理・指導體制の構築

債権所管課が、各自で債権を管理しているため、債権管理を行うための規定の整備がなされておらず、全庁的な統一基準が制定されていない。また、債権所管課に対する管理・指導體制が構築されていない。

### (3) 取組

これらの課題解決に向け、平成28年度、収納課に債権管理係が設置されました。この係は所管課の債権管理状況の監督、担当者の指導・研修を実施、またマニュアルの策定及び債権管理条例を制定し、佐伯市債権管理対策本部設置規定に基づき債権管理の適正化へ向けた取組みを進めています。

## 2 市債権の種類

### (1) 市債権

市債権は、市税や国民健康保険税など公法上の原因に基づき発生する「公債権」民法による契約など私法上の原因に基づき発生する「私債権」に区別されます。「公債権」は時効期間が経過すると消滅しますが、「私債権」は時効の援用がない場合は、時効期間経過後であっても債権が消滅しないなど、債権の種類によって管理や時効制度等が異なります。佐伯市では下記のように分類しています。

※時効の援用とは、時効によって利益を得る者（債務者）が、時効の利益を受けることを相手に伝えること。

### (2) 強制徴収公債権

強制徴収公債権とは、個別の法令の根拠規定により、市が地方税法等の例による滞納処分（給与・預貯金・不動産等の差押えや担保権の実行等）を行える債権です。

### (3) 非強制徴収公債権

非強制徴収公債権とは、強制徴収公債権とは異なり、個別の法令に根拠規定がないため、滞納処分が行えない債権です。強制徴収には裁判所の手続きが必要となります。

### (4) 私債権

私債権とは、契約等の当事者間の合意（私法上の原因）に基づき発生する債権です。非強制徴収公債権と同様に強制徴収には裁判所の手続きが必要となります。

### 主な市債権の種類・区分・時効

債権の種類	債権の区分	担当課	時効
市税	強制徴収公債権	収納課	5年
国民健康保険税	強制徴収公債権	収納課	5年
後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	収納課	2年
介護保険料	強制徴収公債権	収納課	2年
ケーブルテレビ使用料	非強制徴収公債権	情報推進課	5年
保育所保育料	強制徴収公債権	こども福祉課	5年
生活保護費返還金	非強制徴収公債権	社会福祉課	5年
住宅使用料	非強制徴収公債権	建築住宅課	5年
上水道使用料	私債権	営業課	2年
下水道使用料	強制徴収公債権	営業課	5年
公共下水道受益者負担金	強制徴収公債権	下水道課	5年
特定環境保全受益者負担金	強制徴収公債権	下水道課	5年
農業集落排水受益者負担金	強制徴収公債権	下水道課	5年
漁業集落排水受益者負担金	強制徴収公債権	下水道課	5年
奨学金	私債権	学校教育課	2年
幼稚園授業料	非強制徴収公債権	学校教育課	5年
※学校給食費	私債権	体育保健課	2年

### 3 主な市債権の決算状況

#### 【市税の収納状況】

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額	7,117,340,297	458,820,371	7,259,771,578	398,151,444	7,513,610,598	363,549,305
収納額	7,029,789,573	112,680,829	7,172,996,069	92,009,782	7,418,968,938	68,101,682
収納率	98.77%	24.56%	98.80%	23.11%	98.74%	18.73%

#### 【国民健康保険税の収納状況】

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額	1,925,143,000	525,274,311	1,830,718,100	470,077,395	1,751,759,900	450,806,215
収納額	1,802,942,841	131,944,428	1,717,306,610	100,487,556	1,646,044,464	77,040,149
収納率	93.65%	25.12%	93.81%	21.38%	93.97%	17.09%

#### 【後期高齢者医療保険料の収納状況】

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額	611,952,100	4,274,710	626,563,200	4,581,050	648,895,000	5,268,000
収納額	609,059,400	1,833,160	623,533,800	2,006,250	645,971,900	2,006,710
収納率	99.53%	42.88%	99.52%	43.79%	99.55%	38.09%

#### 【介護保険料の収納状況】

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額	1,477,632,950	35,973,784	1,505,933,460	30,930,701	1,533,126,950	27,830,354
収納額	1,461,989,086	10,108,427	1,492,466,000	6,482,606	1,519,871,120	4,423,004
収納率	98.94%	28.10%	99.11%	20.96%	99.14%	15.89%

#### 【ケーブルテレビ使用料の収納状況】

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額	152,530,440	7,823,620	148,737,660	7,758,080	131,878,800	5,136,027
収納額	151,013,420	1,576,980	147,296,180	984,913	130,834,020	2,591,100
収納率	99.01%	20.16%	99.03%	12.70%	99.21%	50.45%

### 3 主な市債権の決算状況

#### 【保育所保育料の収納状況】

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額	179,324,190	1,763,780	166,761,900	1,667,950	140,722,900	1,481,350
収納額	178,290,840	1,129,180	165,727,050	1,181,850	139,875,760	1,314,850
収納率	99.42%	64.02%	99.38%	70.86%	99.40%	88.76%

#### 【生活保護費返還金の収納状況】

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額	23,133,771	27,888,977	16,448,969	35,100,183	27,397,345	37,553,284
収納額	14,009,778	1,013,616	9,241,485	2,213,711	19,596,605	2,880,898
収納率	60.56%	3.63%	56.18%	6.31%	71.53%	7.67%

#### 【住宅使用料の収納状況】

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額	346,336,000	38,016,394	343,789,400	36,722,694	338,558,800	20,177,315
収納額	344,439,600	3,190,100	342,242,300	2,673,600	338,089,000	2,142,500
収納率	99.45%	8.39%	99.55%	7.28%	99.86%	10.62%

#### 【上水道使用料の収納状況】

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額	933,198,610	37,020,554	936,478,620	34,515,359	1,237,302,410	40,267,791
収納額	912,986,920	21,201,250	917,449,952	20,030,530	1,208,313,836	24,413,628
収納率	97.83%	57.27%	97.97%	58.03%	97.66%	60.63%

#### 【下水道使用料の収納状況】

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額	308,657,560	13,196,534	308,584,970	12,923,288	308,385,450	12,901,540
収納額	301,077,156	7,191,030	301,291,830	7,299,474	298,730,736	7,733,060
収納率	97.54%	54.49%	97.64%	56.48%	96.87%	59.94%

### 3 主な市債権の決算状況

#### 【公共下水道受益者負担金の収納状況】

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額	2,022,410	1,506,220	4,471,740	1,158,090	1,966,590	226,610
収納額	2,022,410	227,480	4,435,890	532,060	1,944,700	62,430
収納率	100.00%	15.10%	99.20%	45.94%	98.89%	27.55%

#### 【特定環境保全受益者負担金の収納状況】

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額	5,300,850	210,000	8,347,500	371,250	9,480,000	444,250
収納額	5,113,350	18,750	8,158,250	45,000	9,316,200	160,500
収納率	96.46%	8.93%	97.73%	12.12%	98.27%	36.12%

#### 【農業集落排水受益者負担金の収納状況】

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額	1,062,500	0	810,000	0	400,000	0
収納額	1,062,500	0	810,000	0	400,000	0
収納率	100.00%	—	100.00%	—	100.00%	—

#### 【漁業集落排水受益者負担金の収納状況】

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額	1,830,480	283,590	997,250	294,860	90,000	50,000
収納額	1,750,110	120,640	946,760	106,880	90,000	10,000
収納率	95.61%	42.54%	94.94%	36.25%	100.00%	20.00%

#### 【奨学金の収納状況】

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額	13,911,600	6,737,550	11,447,600	6,570,800	9,011,600	6,639,500
収納額	12,145,800	1,932,550	9,980,500	1,398,400	7,834,000	3,813,400
収納率	87.31%	28.68%	87.18%	21.28%	86.93%	57.44%



### 3 主な市債権の決算状況

#### 【幼稚園授業料の収納状況】

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額	14,544,000	518,400	13,190,400	480,000	9,628,440	700,800
収納額	14,337,600	187,200	12,859,200	110,400	9,434,040	537,600
収納率	98.58%	36.11%	97.49%	23.00%	97.98%	76.71%

#### 【学校給食費の収納状況】

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額	309,583,168	6,244,136	299,737,274	6,981,417	290,339,381	8,438,927
収納額	308,378,434	983,370	298,374,292	383,853	289,347,059	2,111,482
収納率	99.61%	15.75%	99.55%	5.50%	99.66%	25.02%

## 4 市債権管理に関する5つの基本方針

### (1) 基本的姿勢

債権の適正管理及び回収を進めることにより、市民負担の公平性の確保及び財政の健全化を図ります。

これを実現するため、各債権に適用される法令等の規則に基づき、効率的な債権回収を行い、未収債権の縮減を図ります。

### (2) 現年度収納率向上による新規滞納の抑制

新たな未収債権の発生防止と抑制を図るため、所管課において収納対策を実施し現年度収納率向上を目指します。

### (3) 過年度未収金の整理

未納者に対してその原因や生活状況、資産調査等を速やかに実施し、その結果に基づき、滞納処分による差押えや執行停止、債権放棄など適正な法的措置を実施し過年度未収金の整理を図ります。

### (4) 全庁一体としての市債権の取組

佐伯市債権管理対策本部において、債権管理への取組に対する各部署の意思統一と情報共有を図る。また、徴収困難なものや一定の要件に合致したものは、債権管理係への移管対象とし、全庁的に未収債権回収に向けた連携を図ります。

### (5) 市民への周知・啓発活動

市債権の徴収金は、行政サービス提供のための必要不可欠な財源であることを、広報媒体を活用し、市民に対し積極的に広報啓発活動に努めます。

## 5 市債権回収に向けた具体策

### (1) 基本的姿勢

#### (ア) 法等に基づく管理

各債権に適用される法令等を的確に把握し、これに基づき適正に債権を管理します。

#### (イ) 債権発生時における取組

- ① 履行期限、納付方法等を十分に説明し、滞納防止に努めます。
- ② 債務者や保証人に対し、債務不履行となった場合は、保証人に対し債務の履行を請求する旨、書面等で説明します。

#### (ウ) 債権管理台帳の整備

- ① 債権の状況を正確に把握するため、佐伯市債権管理条例施行規則第2条に規定されている事項を記載するとともに、債権の特性に応じて随時その様式・記載事項も含め、所管課において工夫を図ります。
- ② 債権管理のため常に台帳の点検を行います。

(2) 現年度収納率向上による新規滞納の抑制

(ア) 納付しやすい環境づくりの構築

納期内納付の向上を図るため、口座振替やコンビニ納付を導入している債権については、積極的に推奨していきます。

(イ) 早期催告の実施

未納発生時における早期対応が新たな未収債権発生抑制につながることから、納期内に納付されない場合は、法令に基づく督促状を発送し、督促後もなお債務不履行のときは、文書、電話、訪問等による催告を実施。未収金の早期回収を図ります。

(3) 過年度未収金の整理

(ア) 生活状況や納付資力の把握

財産調査、訪問、面談等を通して、未納原因や生活状況の把握を行い、的確な納付指導・方針を決定します。

(イ) 法的措置

- ① 再三の催告にも拘らず、納付がされない未納者については、滞納処分の差し押さえや裁判所の手続きによる法的措置を実施していきます。
- ② 納付資力がない、もしくは居所不明、相続人不在等などについては、法律に基づいた債権整理を行います。

(4) 全庁一体となつての取組

(ア) 佐伯市債権管理対策本部における意思統一と情報共有

未収金の縮減目標、徴収対策、体制の整備等、債権管理の取組みに対する各所管課との意思統一と情報共有を図ります。

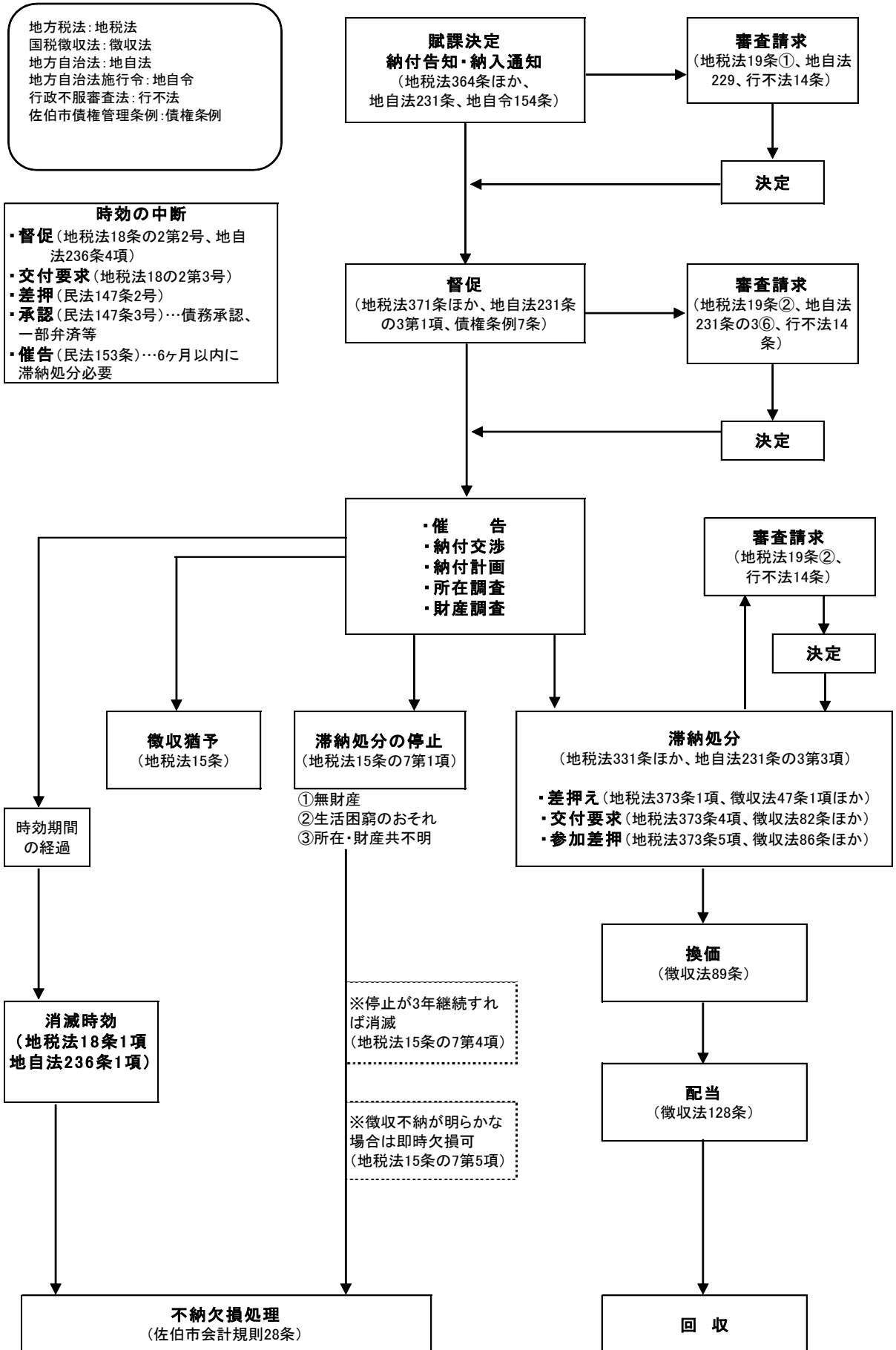
(イ) 所管課において徴収困難となった案件についての事務移管

- ① 当面の間、所管課にて徴収困難となった案件について、収納課債権管理へ「事務移管」を行い、債権管理係がその移管された案件の徴収を担当します。これにより、徴収事務に関する情報共有や連携体制を構築します。
- ② 所管課と案件に対する債権回収方針を決定し、滞納処分事務や法的措置事務のノウハウを共用し、債権回収に取り組める所管課を目指します。

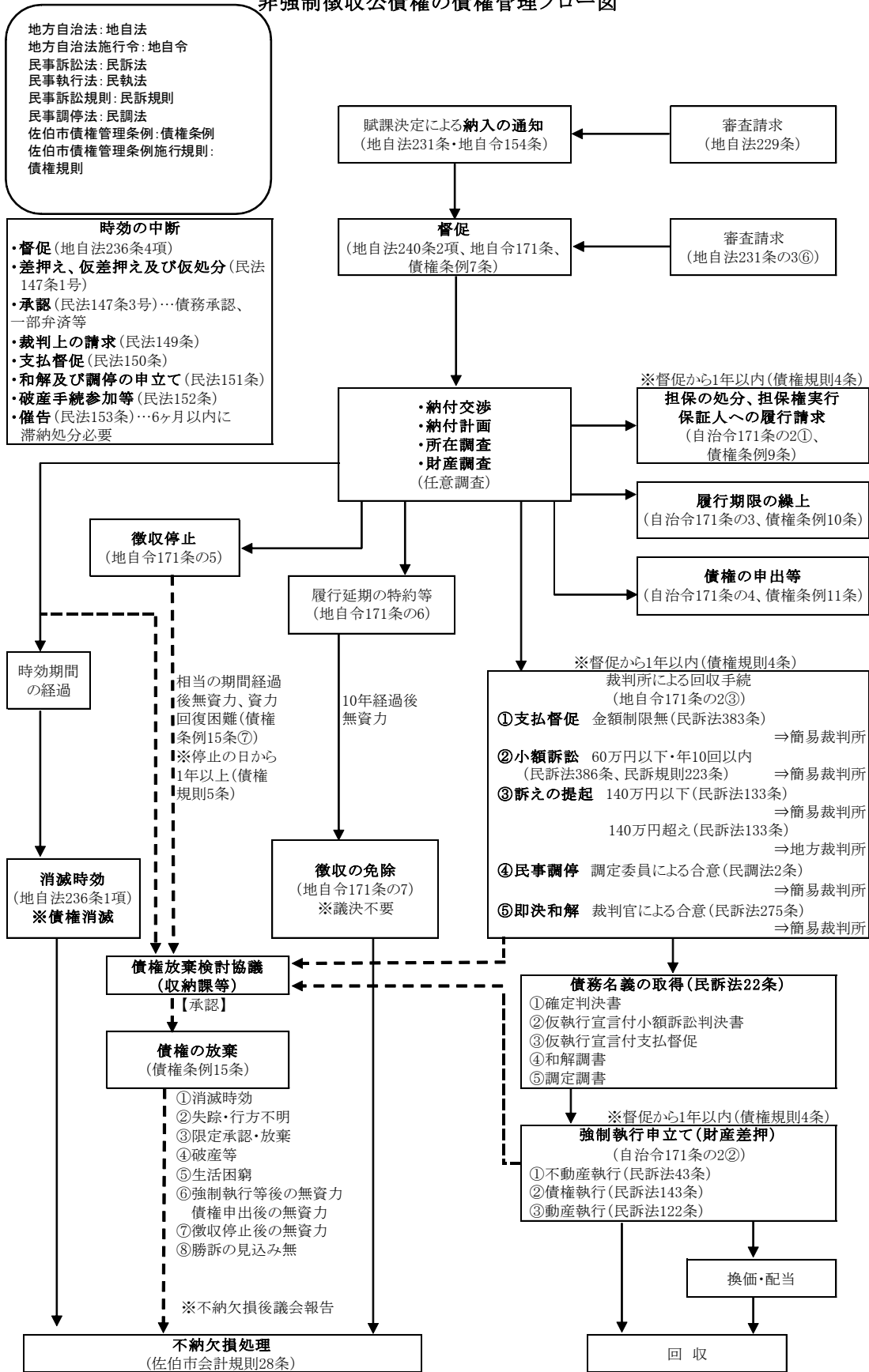
(5) 市民への周知・啓発活動

市報や各所管課において作成するチラシ、パンフレットなどに、市税やその他の会計における使いみちなどを掲載し、市民に対し積極的に広報啓発活動に努めます。

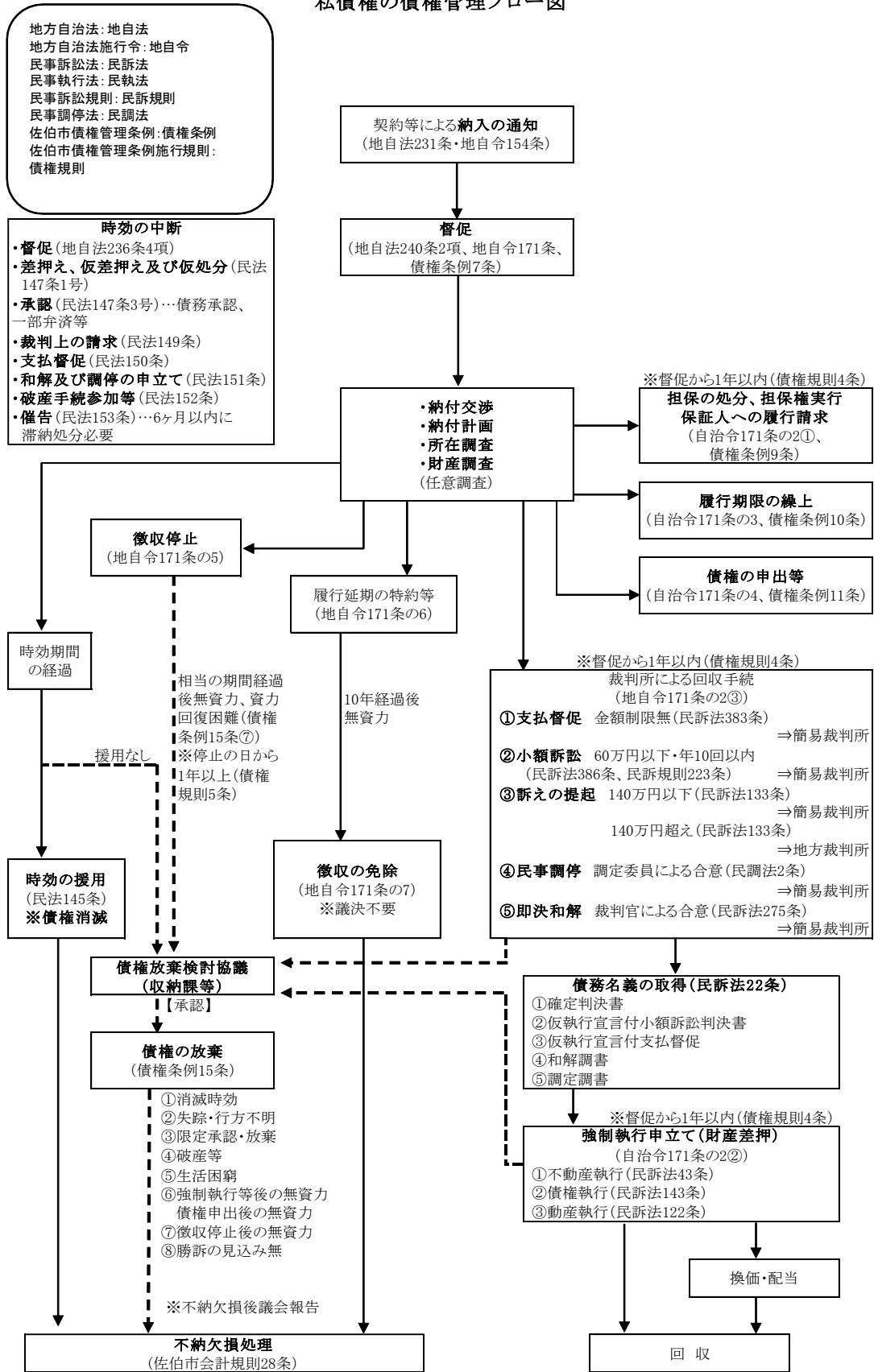
# 強制徴収公債権の債権管理フロー図



非強制徴収公債権の債権管理フロー図



# 私債権の債権管理フロー図



(参 考)

佐伯市債権管理対策本部設置規程

(設置)

第1条 債権の適正な管理を図ることを目的として、佐伯市債権管理対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 債権管理に係る目標設定、徴収対策の検討、体制の整備等に関すること。
- (2) その他債権管理に関し本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は佐伯市副市長の事務分担に関する規則（平成17年佐伯市規則第271号）第2条第1項第1号に規定する副市長をもって充て、本部員は総務部長、総合政策部長、地域振興部長、市民生活部長、福祉保健部長、建設部長、農林水産部長、上下水道部長及び教育部長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、議事その他の会務を総理し、本部を代表する。

- 2 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、市民生活部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議（以下単に「会議」という。）は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(検討部会)

第6条 本部の事務を研究し、及び実施するため、本部に検討部会を置くものとする。

(検討部会の組織及び運営)

第7条 検討部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長は収納課長をもって充て、部会員は情報推進課、管財課、収納課、社会福祉課、こども福祉課、建築住宅課、営業課、下水道課、学校教育課及び体育保健課の課長、主務係総括主幹及び担当者をもって充てる。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代理する。
- 4 その他検討部会の組織及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第8条 本部及び検討部会の庶務は、市民生活部収納課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年8月1日から施行する。